

6月から順次、公民館施設の申請時期・予約方法が変わります！

①使用申請時期の変更

【5月まで】使用日の属する月の前々月の初日から使用時まで(現行どおり)

【6月1日から】4カ月先までの予約が可能となります。



②時間単位での予約も可能に

10月以降利用分から、午前、午後、夜間の利用区分に加え、予約の入っていない空き室については1時間単位での予約も可能となります。

1時間単位での利用の予約受付は、使用日の属する月の前々月の初日から可能です。



③個人登録による予約も可能に

10月以降利用分から、個人での利用予約が可能となります。

個人登録での予約受付は利用日の14日前からです。

(幸田公民館 ☎096-379-0211)

(生涯学習課 ☎096-328-2736)